

火災情報の無線放送について（案）（再協議）

旭支所防災自治課

1 経緯

令和7年2月に発生した木田地区での事業所火災において鎮火まで時間を要したことを受け、令和6年度第5回旭地域協議会（令和7年3月21日開催）で、火災情報を無線放送で発信することを希望する意見があった。

令和7年度第2回旭地域協議会（令和7年7月22日開催）で、無線放送で情報発信することを協議したところ、放送内容について意見が出たため、再度協議により検討する。

2 現在における火災に関する情報の入手手段【再掲】

手段	内容	例	留意点
浜田市防災防犯メール	建物火災の情報	≪文面の実例1≫R7.7.4 am1:22 7月4日1時15分 浜田市野原町で、建物火災が発生しました。 ≪文面の実例2≫R7.7.4 am1:57 7月4日1時15分に浜田市野原町で発生した建物火災は誤報でした。	メールが受信できるよう、各自が事前に登録しておく必要がある。火災種別は、建物火災のみを扱っている。
テレホンサービス（自動音声）	消防車の出動情報	≪音声案内の例≫ こちらは消防署です。只今の消防車の出動は〇〇町 〇〇出動です。 電話番号：0855-23-4343	火災以外での出動も含まれる。救急車の出動は対象外。

3 対応案【再掲：一部変更】

目的	住民の安心を確保するため。	旭地域の住民が参加する会議で、火災情報を無線放送で発信することについて希望意見が複数寄せられた。
対象とする火災	旭地域で発生した火災。	旭地域の5地区。（今市・木田・和田・都川・市木）火災種別は全て。（建物・車両・林野・その他）
放送を流すエリア	旭地域全域	旭の全域に発信する。
無線放送の発信先	屋外拡声子局、戸別受信機	屋外ではスピーカーから流れる。屋内（自宅、事業所等）では戸別受信機から流れる。
放送の内容【変更箇所あり】	防災防犯メールの火災情報の文面と同様の内容を流す。但し、発生時刻は省略する。	発生時と終了時の2回行う。 [例] こちらは旭支所です。旭町（今市・木田・和田・都川・市木）〇〇行政区 ※1で（建物・車両・林野・その他）火災が発生しました。 [例] こちらは旭支所です。旭町 ≪地区≫ ≪行政区≫ で発生した〇〇火災は（鎮火しました。・誤報でした。）
放送の時間	24時間	土日祝日、深夜早朝の別なく発信する。
その他	緊急放送扱いにはしない。	緊急放送の場合、放送時にサイレンを流している。又、戸別受信機の音量を最小にしても放送が聞こえる。

※1 ≪当初案≫旭町（今市・木田・和田・都川・市木）地区で～～火災が発生しました。

≪変更案≫旭町（今市・木田・和田・都川・市木）〇〇行政区で～～火災が発生しました。